

平成 20 年度第 2 回神奈川県動物愛護管理推進協議会要旨

1 神奈川県動物愛護推進員の委嘱等について

【事務局説明】

推進員の選考結果（団体推薦及び公募）、保健福祉事務所別の推進員数、今後のスケジュール、活動内容や各種様式等について定めた神奈川県動物愛護推進員の活動等に関する要領（案）について、資料に基づき事務局より説明。なお、個人情報記載の資料については取扱いに注意してほしい。

【意見等】

委員：選考基準についてはどうなっているのか。

事務局：前回協議会説明のとおり、設置要綱及び選考要領に基づく選考である。

委員：公募の場合、論文の内容等は選考に反映されないのか。

事務局：公募推進員の選考要領に基づき、要領に定めた選考委員により選考した。小論文等の書類選考及び1名あたり15分の面接選考を実施し、選考委員会により決定したものである。採点方法等については、前回示した選考方法に定めた動物愛護に関する熱意や関心があるか等の項目に着眼し面接を実施した。募集のあった3名については、これらの選考を経て全員の方にお問い合わせすることとなったものである。

委員：推薦による者の選考は、特に面接等はなく進んでいくことかと思うが。

事務局：各団体にてご推薦いただいた17名の方については、熱意や資質等については、問題ないと判断している。書類の住所地や年齢等形式的な審査を行った上、17名とも委嘱を依頼することとして進めている。

委員：横浜市の場合には、活動時には必ず行政職員と同行することとされている。県の場合、推進員の活動時には行政職員は同行しないのか。

事務局：要領（案）については、公務員でない者が法の権限行使はできないことを改めて記載した。法による行政権限の行使や行政指導は職員が行う。同行するか否かは事例ごとに判断する必要があると考えている。

委員：行政機関には時間が合わないから対応が遅れるとの問題がある。連絡があったときにはすでに問題が大きくなっている。対応が遅れることによりさらに現場がこじれることもある。速やかに対応してほしい。

会長：ご意見として伺う。

委員：マニュアル作成は非常に重要な部分なので、確実に委員の意見を言う場を作ってほしい。

事務局：急ぎ検討しているので足りない部分はぜひ補っていただきたい。行政内部でも検討する。

委員：通常は任期が2年だが、今回は1年というのはどのようなことか。

事務局：具体的には、20年度及び21年度の2年だが、今年度は委嘱までの期間があり、実際の委嘱は3月となるため、委嘱期間は1年強となる。要綱附則に記載のとおり。

委員：要領（案）中の活動内容に関して、法第38条のうち繁殖制限措置の普及が特に重要だと考えている。繁殖制限と言う文言は記入していただきたい。具体的な活動内容については、法の分類に沿って内容を分けたほうがよいのではないかと。

事務局：法に基づく制度であり、動物の適正飼養や終生飼養の助言等の中に、内容は含めている。対応は可能と考えるが、この分類は、推進員の方が必ずしも法律の専門家ではないことから、実際に活動時の動機の面から分かりやすいよう整理したものである。

委員：ぜひ修正をお願いしたい。

委員：要綱第4条の第三者の範囲は、相談内容ほどの程度まで相談できるのか。

事務局：個人情報の関係で慎重に取扱う必要がある。推進員及び相手方以外への相談は、現在、保健福祉事務所を通じての対応を考えている。

委員：例えば、推進員同士あるいは、所属団体での情報交換はできないということか。

事務局：内容による。一般的な内容であればかまわないと考える。個人を特定できる情報を流すことは適切ではない。保健福祉事務所等行政機関と情報共有の上、判断していく。

委員：事例ごとに保健福祉事務所等と相談して進めるということの良いのか。

事務局：そういうことになる。

委員：具体的にはマニュアルを見ないと、抽象的なことで判断できない。事例ごとに対応や相談相手も異なるため、マニュアルに対して意見を言っていくほうがよい。

委員：公募推進員3名について、所属等支障ない範囲で伺いたい。

事務局：男性2名、女性1名である。1名は野生動物等について活動しており愛玩動物についても積極的に活動したいとのこと、また1名は資格もあり専門的な知識を持っていることから地域において活動したいとのこと、もう1名は仕事としてではないが犬の繁殖を行っている方で、動物に関する見識が高く専門的知識を生かして推進員活動をしたいとのこと応募があった。3名とも積極性や人とのコミュニケーション等の面から、選考委員会にて選考を行い、最終的に推進員をお願いすることとなった。

委員：今回募集した方の任期が切れた場合、再任の場合も改めて面接等の選考をするのか。

事務局：平成22年度のこととなるため具体的には未定だが、人数を増やす方向性もあることから、今回委嘱する方を含め公募を実施し、選考することが考えられる。その場合、よりよい方法があれば検討するが、基本的には今回の選考方法と同様に進めさせていただきたい。実際に、委嘱後に再度応募するかどうかはわからない部分はある。

委員：スケジュールで、報告会を行うとよいのではないかと。人数が多いと難しいなどの問題もあるかと思うが。

事務局：担当レベルでは検討中。年に数回お互いに切磋琢磨する場をつくりたい。動物保護センターとも相談する。

委員：出席できない場合、レポートでもよいから提出したほうがよい。細かい事例の報告はとも参考になる。さまざまなケースを明らかにし、情報を共有することは重要である。

委員：20名の推進員の方を市町村レベルで見ると地域差があり、市町村管内ではないと依頼が難しい。将来的にはある程度平均化し、各市町村または獣医師会支部ごとに1名などと配置するか、他の市でも活動ができるとよい。

委員：他自治体の例では、活動に伴って予算がほしいとの声があがっている。県として予算組みを視野に入れているか。また、推進員を公表していないために、推進員同士の情報交換が不十分となる可能性もあるが、推進員氏名の名簿の作成はしないのか。

事務局：研修等にて一同に介していただくので、互いに知り合うことにはなると考える。制度や地域別の人数等については、たとえばホームページ等で公表することも可能であるが、氏名等の個人情報は非公表と考えている。推進員同士の情報共有や交流を妨げるものではない。推進員の間での個人情報の取扱いについては、一人ひとりの希望もあるので個別に検討していきたい。

委員：団体が動物の相談を受けた場合には、紹介できる人が各地にいたほうがよい。例えば、動物のことで相談を受けた場合に、近くにいる推進員を紹介することはできるものなのか。

事務局：推進員の数に地域ごとの差もあることから、その地域に推進員がいなければ従来の団体活動として対応していくこととなる。その場合にも、保健福祉事務所に相談してほしい。場合

によっては、推進員が活動できるケースもあるかもしれないが、一概には言えない。推進員制度のみで全てをカバーすることは難しいと考える。

委員：推進員の活動については難しい面もあると思うが、動物愛護法に明記されているとおり、「求めに応じて」活動することが大原則。飼い主あるいは近隣の方の求めに応じるのか、行政が苦情に対応するにしても難しい部分がある。推進員の立場についてはマニュアル内に明確にしてほしい。啓発の部分はかまわないが、個々の事例対応は行政機関が対応しても解決が難しいこともあることから、推進員活動を論議することはマニュアルの中で検討していったほうがよい。

(まとめ)

会長：各市町村にるのが理想だが、まずはこの20名でスタートしていくこととしたい。要領(案)については、繁殖制限措置についての文言を加えたものとして定めることとする。

事務局：具体的なマニュアルについては改めて意見を伺うので、ご協力願いたい。

2 神奈川県動物愛護管理推進計画の推進について

【事務局説明】

今年度の取組み状況についての進捗状況について説明する。また、来年度の事業については、改めて報告する。

県の取組み状況としては、担当者の検討委員会を組織しており、適正飼養部会、災害対策部会、調査・調査部会の3つの部会を設けている。施策2として、適正飼養部会において動物引取り時に統一した対応を行うための対応マニュアルを検討している。施策10については、災害対策部会においてマニュアルの見直しや内容の充実について検討し、災害時対策として市町村を対象にアンケート調査を実施し、回答をとりまとめている。また、リーフレットの作成について検討している。調査・調査部会では、施策12について、地域調査の推進ということで、県民対象としたアンケート調査をホームページで実施中である。計画の進捗状況の評価や分析については他の部会と連携して行う。また、野良猫対策について検討している。この3部会の事業及び推進員の委嘱については、県が今年度特に力を入れて実施している事業である。

【意見等】

委員（獣医師会）：人と動物の絆のシンポジウムの実施。最も力を入れて行きたいと考えているのは学校飼育動物の飼育指導と動物愛護管理の普及啓発である。最近の子供は自然や動物の触れ合う機会が少なくなっている。神奈川県は校内暴力の発生が全国一となっている。また野生動物保護救護、負傷動物の収容活動、さらに災害時動物救護については会員の基金積立や個体識別のマイクロチップ普及を進めたい。また補助犬とリタイヤー犬の医療費サポートもさらに充実していきたい。

委員（麻布大学）：大学という教育機関として、授業を通じて啓発に努めている。学会等にて、3月末に日本大学にて愛玩動物に関する市民公開シンポジウムを開催予定。

委員（動物愛護協会）：部会でも取り組まれている野良猫対策について、今まで協会では依頼されたノラ猫の不妊去勢手術を順次すすめるのみだったが、今年度から付近の野良猫の頭数などの地域ごとの調査を始めている。今の地域猫というよりも、諸外国のTNR手法により広範囲に対策を進めて行きたい。

委員（日本愛玩動物協会）：当会は、動物愛護管理に関する知識の普及啓発を主眼として活動している。支部としても神奈川県の広い範囲で活動していきたい。昨年度から子供への啓発として支部独自のパンフレットを作成した。子供たちに正しい知識を得てもらうため、子供向けのクイズ作成に取りかかっている。各地域にて効率よく活動できるよう、場所の提供等に支援願いたい。

委員（神奈川県捨猫防止会）：当会は小さい会だが、経験したことを人に伝えていきたいと考えている。最近動物を飼っていた方からの人生相談が増えている。ある程度話を聞き、啓発の資料を渡すなどの対応している。獣医でもなく行政でもない部分を埋めていくしかないと考えている。会員の意思ができるだけ広められるとよいと思っているが、神奈川県は県民のレベルが高いため活動しやすい。

委員（狂犬病予防推進協議会）：狂犬病予防対策と普及啓発の活動をしている。

委員（日本大学）：獣医系の大学ということで教育、研究を通して協力している。小動物志向の学生が多いので、公衆衛生の部分では、人獣共通感染症や公衆衛生学的な知識についてとくに力を入れている。調査研究の部分では、感染症対策のサーベイランスを行っている。また、各団体からの講演依頼についても、動物との正しい付き合い方の啓発活動を通じて協力している。

（まとめ）

会長：県や五市においては、今後とも、計画に基づく着実な事業の実施をお願いしたい。この計画の推進には、関係団体や関係機関の皆様の協力が欠かせない。各委員にも神奈川県全体として計画を進めていくための取組みや、計画推進への協力を願いたい。

3 その他

委員：推進員の予算についてはどうか。推進員の中で了解を得た人の名簿公開について検討してほしい。他市の状況も情報提供してほしい。

委員（川崎市）：川崎市においては推進員制度はなく、ボランティアを活用していきたいと考えている。

事務局：各市の推進員制度については、基本的には、それぞれの自治体ごとの協議会で検討することとなる。

委員（横浜市）：市としての資料は活動内容等について出せる範囲で検討する。市の協議会の意見も聞きながらとなる。

委員：県の推進員の制度は、横浜市の制度より東京都に似ており、参考となるかと思う。環境省発行の推進員についての資料も参考となる。

事務局：予算については、動物愛護管理に関する既存の予算はあるが、県財政の状況からは新規事業として予算措置することは難しい。今後、必要がでてきた場合には個別に検討することになるかと思うが、当面活動のための予算を組むことは困難な状況である。

委員：今後のスケジュールとして、書類等は本人に直接送付されるのとことによいか。

事務局：個別に連絡し、団体には通知しない。今後のスケジュールは伝えていただいてもかまわない。

【事務局より事務連絡等】

- ・本日の協議会について、会議の概要をホームページ等で公表するにあたり、後日送付する会議記録の確認に協力願いたい。
- ・次回協議会は、概ね7月くらいを目処として開催したいと考えているので、追って調整させていただきたい。この3月で皆様方の現在の任期は満了となるので、追って、更新の手続き等についてもお知らせする。

以上